

## 鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関の認証の更新について

法人名	特定非営利活動法人未来	有限会社保健情報サービス
認証期間	令和2年1月21日から 令和5年1月20日まで	令和2年3月22日から 令和5年3月21日まで
認証更新期間	令和5年1月21日から 令和8年1月20日まで	令和5年3月22日から 令和8年3月21日まで
所在地	倉吉市東仲町	米子市米原
代表者	岸田 寛昭	清水 浩史郎
評価事務責任者	長谷川 真由美	清水 浩史郎
評価区分	第三者評価・地域密着型	第三者評価・地域密着型
評価調査者	第三者評価 12名 地域密着型 17名	第三者評価:10名 地域密着型: 8名
県内における 評価件数 (直近3か年)	【第三者評価・地域密着型】 R元年度 3件・5件 R2年度 7件・12件 R3年度 6件・7件 計 13件・24件	【第三者評価・地域密着型】 R元年度 30件・18件 R2年度 33件・15件 R3年度 21件・24件 計 84件・57件
備考	平成17年～継続認証	平成17年～継続認証

## 評価機関認証申請書類審査表

## 【申請団体】 特定非営利活動法人未来

## ○審査表 1 (要件の審査)

	認証要件 (認証要綱第 3 条)	申請者の状況	適否	備考
1	法人格を有すること。	特定非営利活動法人である	適	
2	申請法人が、社会福祉法及び介護保険法に規定する福祉・保健サービス (社会福祉法第 2 条第 3 項第 1 2 号に規定する福祉サービス利用援助事業、同項第 1 3 号に規定する連絡又は助成を行う事業及び各種相談事業に係るサービスを除く。以下「福祉・保健サービス」という。) を提供していないこと。	福祉・保健サービスを提供していない	適	
3	申請法人の役員の過半数が、次の各号のいずれにも該当しないこと。 ア 福祉・保健サービス提供法人の役員及び福祉・保健サービスを提供する施設若しくは事業所の長若しくは管理者であること。ただし、申請法人が、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された福祉・保健サービス利用者に係る権利擁護などの公益的な事業を実施している団体であり、公正に評価を実施できると鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会が認める場合はこの限りでない。	該当なし	適	
	イ 地域密着型サービスを提供する施設等の職員であること。(地域密着型サービス外部評価に限る。)	該当なし	適	
4	評価調査者を 2 名以上委嘱しており、その委嘱は、県が評価区分ごとに公表する評価調査者養成研修修了者名簿に登載されている者の中から行っていること。なお、既に他の評価機関と重ねて委嘱されている者については、当該評価機関の同意を得た上で、委嘱していること。	福祉サービス第三者評価の評価調査者 1 2 名 地域密着型サービス外部評価の評価調査者 1 7 名	適	
5	認証要綱第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる資料等を整備し、公開していること。	申請団体のホームページにおける公開状況は以下のとおり (第 3 条第 1 項第 5 号関係) ア 評価調査者一覧：公開 イ 評価の内容、手法等に関する規程：公開 ウ 倫理及び守秘義務に関する規程：公開 エ 評価料金表：公開 オ 評価実績：公開	適	評価調査者一覧表を最新のものにするように指導した。評価事業部運営規程について、当事業部の所在地が旧住所表記であるので改正するように指導した。
6	評価を受審した施設等からの苦情等への対応体制を整備していること。	評価事業部運営規程において第三者委員の設置を規定している。	適	
7	認証要綱第 1 1 条の規定に基づき、認証を取り消された法人については、県が決定した再認証の条件を満たしていること。	—	—	
8	認証の更新を行う日の属する年度の前年度から直近 3 か年度における評価件数 (社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。) が 1 0 件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度内に更新時研修を受講していること。	福祉サービス第三者評価評価令和元年度から令和 3 年度における評価件数：1 3 件 地域密着型サービス外部評価評価令和元年度から令和 3 年度における評価件数：2 4 件	適	

**【申請団体】 特定非営利活動法人未来**

○審査表2 (必要資料の審査)

認証要綱第4条第1項に掲げる申請に必要な資料		資料の有無	適否	留意点・修正点
1	法人登記簿謄本	有	適	
2	役員名簿	有	適	
3	定款又は寄付行為等	有	適	
4	法人の事業計画または事業概要を説明する書類	有	適	
5	前年度予算書及び決算書(新設法人は不要)	有	適	
6	法人の一部の部署が評価事業を行う場合は、当該部署名及び部署の事業内容を記載した書類	有	適	
7	所属する評価調査者一覧(他の評価機関と重ねて委嘱している者がいる場合は、他の評価機関の同意書を添付)	有	適	
8	評価手順及び手法に関する書類	有	適	
9	倫理及び守秘義務に関する規程	有	適	
10	苦情解決体制の概要	有	適	
11	評価料金表	有	適	
12	その他(評価実績)	有	適	

## 評価機関認証申請書類審査表

## 【申請団体】 有限会社保健情報サービス

## ○審査表 1 (要件の審査)

	認証要件 (認証要綱第 3 条)	申請者の状況	適否	備考
1	法人格を有すること。	有限会社である	適	
2	申請法人が、社会福祉法及び介護保険法に規定する福祉・保健サービス (社会福祉法第 2 条第 3 項第 1 2 号に規定する福祉サービス利用援助事業、同項第 1 3 号に規定する連絡又は助成を行う事業及び各種相談事業に係るサービスを除く。以下「福祉・保健サービス」という。) を提供していないこと。	福祉・保健サービスを提供していない	適	
3	申請法人の役員の過半数が、次の各号のいずれにも該当しないこと。 ア 福祉・保健サービス提供法人の役員及び福祉・保健サービスを提供する施設若しくは事業所の長若しくは管理者であること。ただし、申請法人が、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された福祉・保健サービス利用者に係る権利擁護などの公益的な事業を実施している団体であり、公正に評価を実施できると鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会が認める場合はこの限りでない。	該当なし	適	
	イ 地域密着型サービスを提供する施設等の職員であること。(地域密着型サービス外部評価に限る。)	該当なし	適	
4	評価調査者を 2 名以上委嘱しており、その委嘱は、県が評価区分ごとに公表する評価調査者養成研修修了者名簿に登載されている者の中から行っていること。なお、既に他の評価機関と重ねて委嘱されている者については、当該評価機関の同意を得た上で、委嘱していること。	福祉サービス第三者評価の評価調査者 10 名 地域密着型サービス外部評価の評価調査者 8 名	適	
5	認証要綱第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる資料等を整備し、公開していること。	申請団体のホームページにおける公開状況は以下のとおり (第 3 条第 1 項第 5 号関係) ア 評価調査者一覧：公開 イ 評価の内容、手法等に関する規程：公開 ウ 倫理及び守秘義務に関する規程：公開 エ 評価料金表：公開 オ 評価実績：公開	適	
6	評価を受審した施設等からの苦情等への対応体制を整備していること。	苦情解決実施要領において第三者委員の設置を規定している。	適	
7	認証要綱第 11 条の規定に基づき、認証を取り消された法人については、県が決定した再認証の条件を満たしていること。	—	—	
8	認証の更新を行う日の属する年度の前年度から直近 3 か年度における評価件数 (社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。) が 10 件未満の場合にあつては、当該更新を行う年度内に更新時研修を受講していること。	福祉サービス第三者評価評価令和元年度から令和 3 年度における評価件数：85 件 地域密着型サービス外部評価評価令和元年度から令和 3 年度における評価件数：57 件	適	

【申請団体】 有限会社保健情報サービス

○審査表2（必要資料の審査）

認証要綱第4条第1項に掲げる申請に必要な資料		資料の有無	適否	留意点・修正点
1	法人登記簿謄本	有	適	
2	役員名簿	有	適	
3	定款又は寄付行為等	有	適	目的に評価事業が規定されていないことから、規定することを検討するよう依頼した。
4	法人の事業計画または事業概要を説明する書類	有	適	
5	前年度予算書及び決算書(新設法人は不要)	有	適	
6	法人の一部の部署が評価事業を行う場合は、当該部署名及び部署の事業内容を記載した書類	有	適	
7	所属する評価調査者一覧(他の評価機関と重ねて委嘱している者がいる場合は、他の評価機関の同意書を添付)	有	適	
8	評価手順及び手法に関する書類	有	適	鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業実施要綱について、平成30年9月20日施行となっており、長期間内容が改正されておらず、引用している県の評価機関認証要綱の条文や国の通知に古いものがある。継続して使用するのであれば改正するよう指導した。
9	倫理及び守秘義務に関する規程	有	適	
10	苦情解決体制の概要	有	適	
11	評価料金表	有	適	
12	その他(評価実績)	有	適	